

3 生計費及び労働経済関係

第 25 表 費目別 ・ 世帯人員別標準生計費

区 分	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	41,930 ^円	51,910 ^円	61,900 ^円	71,880 ^円
住居関係費	45,160	48,640	52,120	55,590
被服・履物費	7,140	7,930	8,720	9,510
雑 費 I	27,690	47,050	66,390	85,750
雑 費 II	14,250	17,310	20,370	23,440
計	136,170	172,840	209,500	246,170

(注) 1. 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雑費 I ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II ……………その他消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

2. 2人～5人世帯について、総務省統計局の家計調査における大阪市勤労者世帯の平成31年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別・世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

3. 10円未満を四捨五入した。

第26表 労働経済指標

項目		年月		29年度	30年度				
						4月	5月	6月	7月
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与 (調査産業計)	全国	金額(千円)	294.0	295.9	298.5	294.5	296.8	296.4
			前年度比・前年同月比(%)	0.4	0.7	0.2	0.8	0.8	0.8
		大阪府	金額(千円)	298.0	298.5	302.2	297.5	300.4	300.0
			前年度比・前年同月比(%)	△1.0	0.1	0.3	0.8	0.5	0.8
	うち所定内給与	全国	金額(千円)	268.7	270.7	272.4	269.9	271.8	271.4
			前年度比・前年同月比(%)	0.6	0.7	0.3	0.8	0.6	0.6
		大阪府	金額(千円)	274.1	274.8	277.1	274.0	276.5	276.7
			前年度比・前年同月比(%)	△0.6	0.3	0.6	1.0	0.4	0.8
	総実労働時間数 (調査産業計)	全国	(時間)	148.4	147.4	150.8	146.5	152.5	150.8
			(時間)	145.2	143.8	147.0	143.2	149.3	147.3
大阪府		(時間)	12.7	12.5	13.0	12.4	12.4	12.4	
		(時間)	12.0	11.5	11.9	11.7	11.6	11.3	
統計局 生計費(総務省) 家計調査	消費支出	全国	金額(千円)	284.6	289.0	294.4	281.3	267.6	283.4
			前年度比・前年同月比(%)	1.3	1.6	△0.5	△0.6	△0.4	1.5
		大阪府	金額(千円)	259.3	275.8	285.8	247.7	279.0	282.3
			前年度比・前年同月比(%)	1.7	6.4	9.9	△11.2	21.5	6.9
	大阪府	金額(千円)	275.9	294.3	318.5	282.6	261.1	285.1	
		前年度比・前年同月比(%)	△0.3	6.7	△0.8	7.6	3.5	2.1	
物価	消費者物価指数 (総務省統計局)	全国	前年度比・前年同月比(%)	0.7	0.7	0.6	0.7	0.7	0.9
		大阪府	前年度比・前年同月比(%)	0.3	0.6	0.6	0.5	0.5	0.6
	国内企業物価指数 (日本銀行)	全国	前年度比・前年同月比(%)	2.7	2.2	2.2	2.7	2.8	3.1
雇用	常用雇用指数 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	大阪府	前年度比・前年同月比(%)	1.1	1.0	1.7	1.3	0.9	0.9
	有効求人倍率 (厚生労働省・大阪労働局)	全国	(倍)	1.54	1.62	1.60	1.61	1.61	1.62
		大阪府	(倍)	1.62	1.78	1.73	1.75	1.75	1.76
	完全失業率 (総務省統計局・大阪府)	全国	(%)	2.7	2.5	2.5			
		大阪府	(%)	3.3	3.2	2.8			

(注) 1.「賃金・労働時間」の数値は、事業所規模30人以上の数値である。また、29年度及び30年度の数値は、それぞれ
 2.「賃金・労働時間」の各項目のうち、全国の数値については厚生労働省による訂正後の数値、府の数値について
 3.「消費支出」の数値は農林漁家世帯を含む数値である。
 4.「消費者物価指数」「国内企業物価指数」「常用雇用指数」の数値は平成27年基準の数値である。
 5.「常用雇用指数」の数値は、事業所規模30人以上の数値である。また、29年度及び30年度の数値は、それぞれ
 6.「有効求人倍率」の数値は季節調整値である。
 7.「完全失業率」の数値は原数値である。

平成30年					平成31年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
295.5	295.5	298.3	298.7	297.6	291.9	292.8	295.3	299.5
1.1	0.5	1.1	1.4	0.9	0.0	0.3	△ 0.1	0.3
298.7	296.9	300.2	298.8	297.3	293.2	294.7	297.3	303.8
0.3	△ 0.7	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.0	0.0	△ 0.5	0.5
270.8	271.2	272.6	272.2	271.5	267.1	267.6	269.7	273.4
1.1	0.6	1.1	1.3	1.0	△ 0.1	0.2	△ 0.2	0.3
275.5	274.4	276.1	274.5	273.0	270.3	272.1	273.9	279.4
0.1	△ 0.8	0.0	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.1	0.2	△ 0.3	0.9
145.9	143.3	150.2	153.6	145.9	136.6	142.1	144.1	148.7
142.9	138.8	145.3	150.1	142.0	133.5	140.4	141.4	146.2
11.8	12.2	12.9	13.1	12.8	12.1	12.5	12.8	13.1
10.7	11.1	11.7	11.9	11.6	11.4	11.7	12.1	12.4
292.5	271.3	290.4	281.0	329.3	296.3	271.2	309.3	301.1
4.3	0.9	2.7	1.3	2.2	2.3	2.1	2.7	2.3
254.5	246.8	275.3	260.5	323.3	277.6	265.3	311.4	269.0
3.3	6.9	18.9	△ 8.7	2.7	4.8	10.8	17.2	△ 5.9
269.5	270.6	295.0	269.0	334.7	291.4	311.3	343.2	316.3
7.6	14.2	24.4	△ 9.7	△ 1.6	△ 2.2	23.4	21.4	△ 0.7
1.3	1.2	1.4	0.8	0.3	0.2	0.2	0.5	0.9
0.8	0.9	1.1	0.4	0.1	0.1	0.3	0.7	0.7
3.1	3.0	3.0	2.3	1.4	0.6	0.9	1.3	1.2
0.3	0.6	0.6	0.9	1.1	1.0	0.8	0.5	0.7
1.63	1.63	1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63
1.79	1.80	1.80	1.78	1.78	1.78	1.79	1.79	1.81
2.5	2.4			2.4				
3.4	3.6			3.0				

29暦年及び30暦年の数値である。
は令和元年9月24日時点の数値である。

29暦年及び30暦年の数値である。

4 賃金構造基本統計調査関係

賃金構造基本統計調査結果の活用について

1 賃金構造基本統計調査の概要

(1) 調査の実施機関

厚生労働省

(2) 調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別等に明らかにすること

(3) 調査の時期

6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については調査前年1年間)について、7月に調査を行う。

(4) 公表の時期

調査実施の翌年の3月頃 (平成30年分は平成31年3月29日公表)

2 調査の対象

(1) 地域

日本全国(ただし、一部島しょを除く。)

(2) 産業

日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)]

(3) 事業所

5人以上の常用労働者[※]を雇用する民営事業所(5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を対象とする。

※常用労働者とは次のいずれかに該当するものである。

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

3 厚生労働省より提供を受けたデータ

行政機関等が統計の作成を行う場合には、調査票情報を二次利用することができる。厚生労働省に対して利用目的を付して申出を行い、審査を経て、大阪府内の常用労働者 10 人以上を雇用する民営の事業所の常用労働者（短時間労働者は除く）の調査票情報の提供を受け、そこから大阪市内の事業所に係るデータを抽出した。

(1) 事業所単位のデータ

【調査事業所数の状況】

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	合計
大阪市内	987 所	904 所	987 所	2,878 所

【主な調査項目】

- 産業分類番号（大分類、中分類）
- 企業規模番号
- 新規学卒者の初任給及び採用人数

(2) 個人単位のデータ

【調査実人員及び母集団復元後人員の状況】

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	合計
大阪 市内	調査実人員	21,781 人	19,931 人	21,179 人	62,891 人
	母集団復元後	約 86.3 万人	約 78.9 万人	約 80.7 万人	約 245.9 万人

【主な調査項目】

- 性別 ○最終学歴 ○年齢 ○勤続年数 ○実労働日数
- 雇用形態
 - ・ 正社員・正職員とそれ以外、雇用期間の有無を区分
- 労働者の種類
 - ・ 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業に属する労働者について、「生産労働者」と「管理・事務・技術労働者」に区分
- 役職番号（部長級、課長級、係長級、非役職等）
 - ・ 常用労働者 100 人以上を雇用する企業に限る。
- 職種番号
 - ※ 医師、デザイナー等の専門的・技術的関連職業従事者等の職種区分に該当する労働者のデータを除くことにより、公務の一般的な事務・技術職と類似していると認められる「事務・技術関係職種」に相当する労働者を限定することが可能
- きまって支給する現金給与額
 - ※ 通勤手当は分離できないため、通勤手当を含んだ額で調査
- 超過労働給与額
- 前年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額
- 復元倍率

4 職種別民間給与実態調査と賃金構造基本統計調査との主な相違点

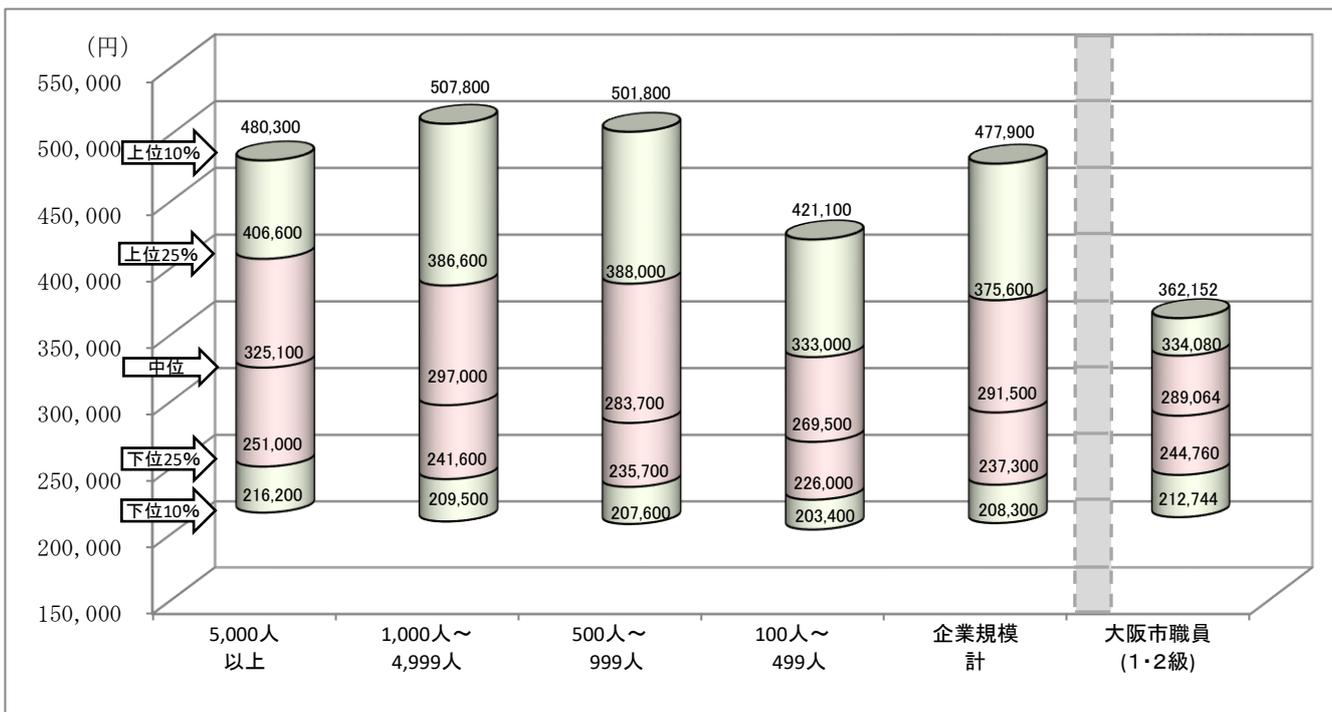
名称 (実施機関)	職種別民間給与実態調査 (人事院及び人事委員会)	賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)	
調査時点	月例給は4月 特別給は前年8月から当該年7月	月例給は6月 特別給は前年1月から12月	
調査期間	4月下旬から6月中旬	7月	
結果公表時期	当年8月に公表(人事院) 当年9～10月に公表(人事委員会)	翌年の3月頃に公表	
対象事業所規模	企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所	常用労働者10人以上の事業所 (別途、企業規模5～9人かつ事業所規模5～9人についても調査している。)	
対象産業	全産業 (公務等は除く)	全産業 (農林水産業、公務等は除く)	
母集団及び抽出数	平成28年から平成30年までの合計 大阪市：母集団 約61.9万人 調査実人員 59,089人 ⇒抽出率 約9.5%	平成28年から平成30年までの合計 大阪市：母集団 約245.9万人 調査実人員 62,891人 ⇒抽出率 約2.6%	
企業規模区分	50人以上 50人～99人、100人～499人、500人以上の 区分で集計あり	10人以上が基本 10人～99人、100人～999人、1,000人以上 の区分で集計あり(5人～9人について別 集計あり)	
調査対象労働者	基本	常勤の従業員(雇用期間の定めのない者 に限る)	常用労働者
	雇用形態	正社員・正職員のみ	正社員・正職員以外の労働者を含む (ただし、項目により正社員・正職員と それ以外を区分)
	就業形態*	短時間労働者は除く	短時間労働者を含む (ただし、項目により一般労働者と区 分)
	職種	事務・技術関係職種等公務と類似の職種 工員、販売員等公務と性質の異なる職種 は調査対象外 ※ 公民比較の対象となるのは事務・ 技術関係職種のみ	特に制限なし (鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、 製造業に属する労働者では、生産労働者 とそれ以外を区分。その他、事務・技術 を除く職種別集計あり。)
給与	月例給	4月分のきまって支給する給与、時間外 手当、通勤手当	6月分のきまって支給する給与、超過労 働給与(通勤手当の分離不可)
	特別給	事業所単位の支給額⇒月数比較	労働者単位の年間支給額
役職段階	支店長・工場長、部長、部次長、課長、 課長代理、係長、主任、係員の8段階	部長級、課長級、係長級、非役職者の4 段階 (企業規模100人以上に限る)	

※就業形態について

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

- ・「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいう。
- ・「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

第 27 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（非役職者）



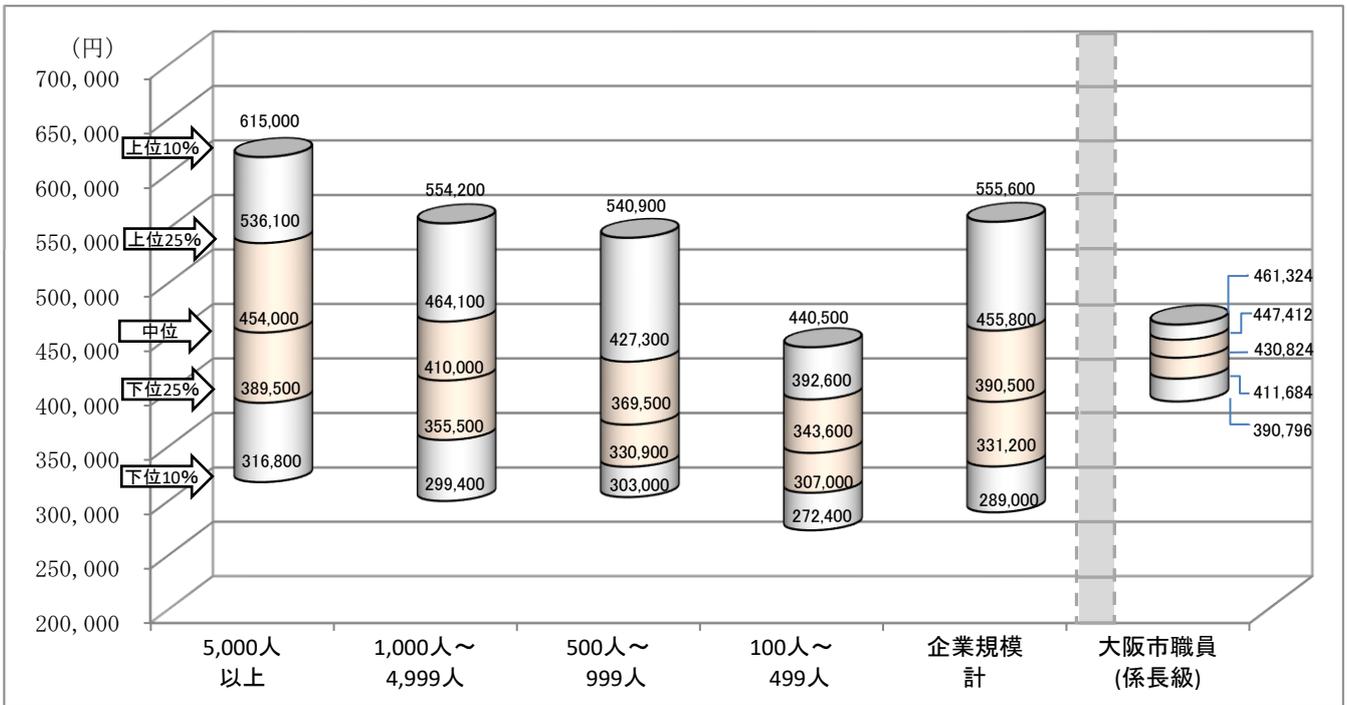
企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(1・2級)
上位10%	480,300円	507,800円	501,800円	421,100円	477,900円	362,152円
上位25%	406,600円	386,600円	388,000円	333,000円	375,600円	334,080円
中位	325,100円	297,000円	283,700円	269,500円	291,500円	289,064円
下位25%	251,000円	241,600円	235,700円	226,000円	237,300円	244,760円
下位10%	216,200円	209,500円	207,600円	203,400円	208,300円	212,744円

- (注) 1. 実労働日数が15日以上的一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象とし、平成28年から平成30年までの3年間の調査データで算出した。
 (以下、第30表までにおいて同じ。)
2. 民間企業従業員の給与月額はいままで支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。
 (以下、第30表までにおいて同じ。)
3. 大阪市職員の給与月額は、行政職給料表適用者の平成31年4月1日現在における給与減額措置前の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。(以下、第30表までにおいて同じ。)

調査結果を給与月額の高い方から順にならべ、その分布状況を示したものである。

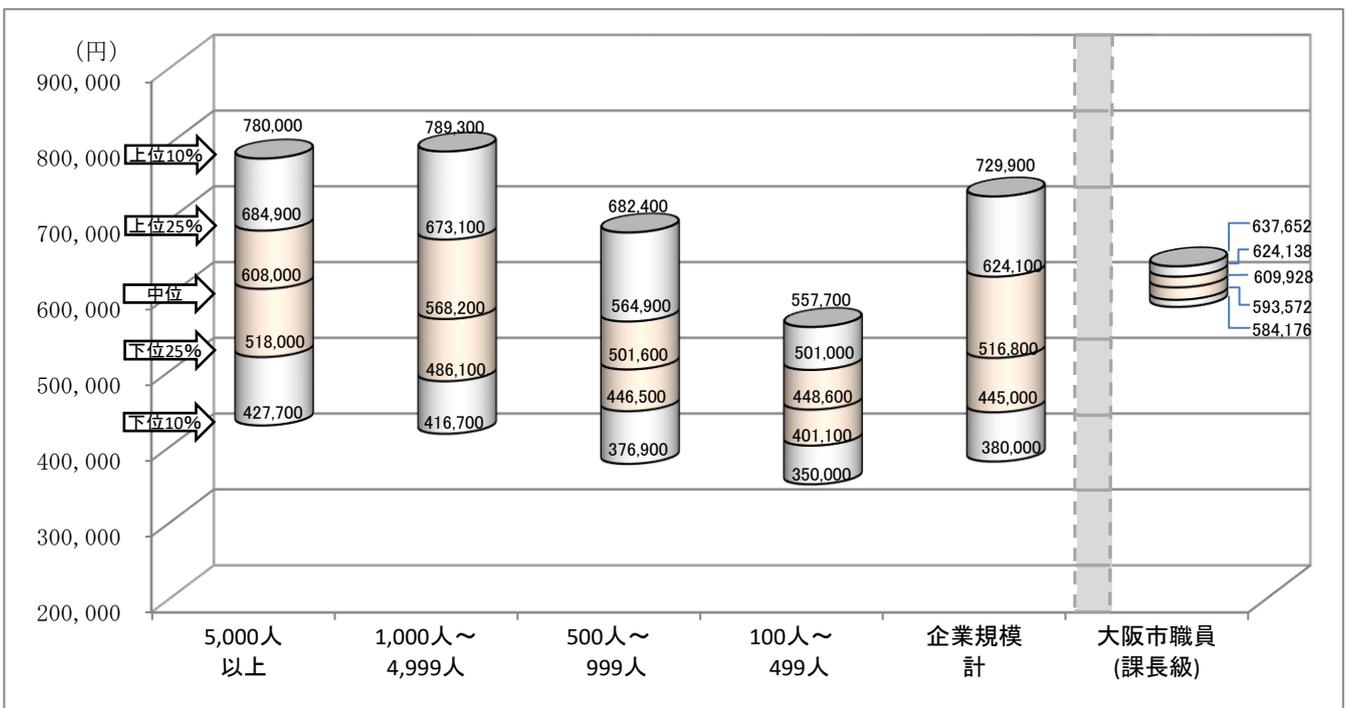
- ①上位10%は、高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の給与月額
 - ②上位25%は、高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の給与月額
 - ③中位は、高い方から数えて全体の2分の1番目に該当する者の給与月額
 - ④下位25%は、低い方から数えて全体の4分の1に該当する者の給与月額
 - ⑤下位10%は、低い方から数えて全体の10分の1に該当する者の給与月額
- 以下、第30表までにおいて同じ。

第 28 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（係長級）



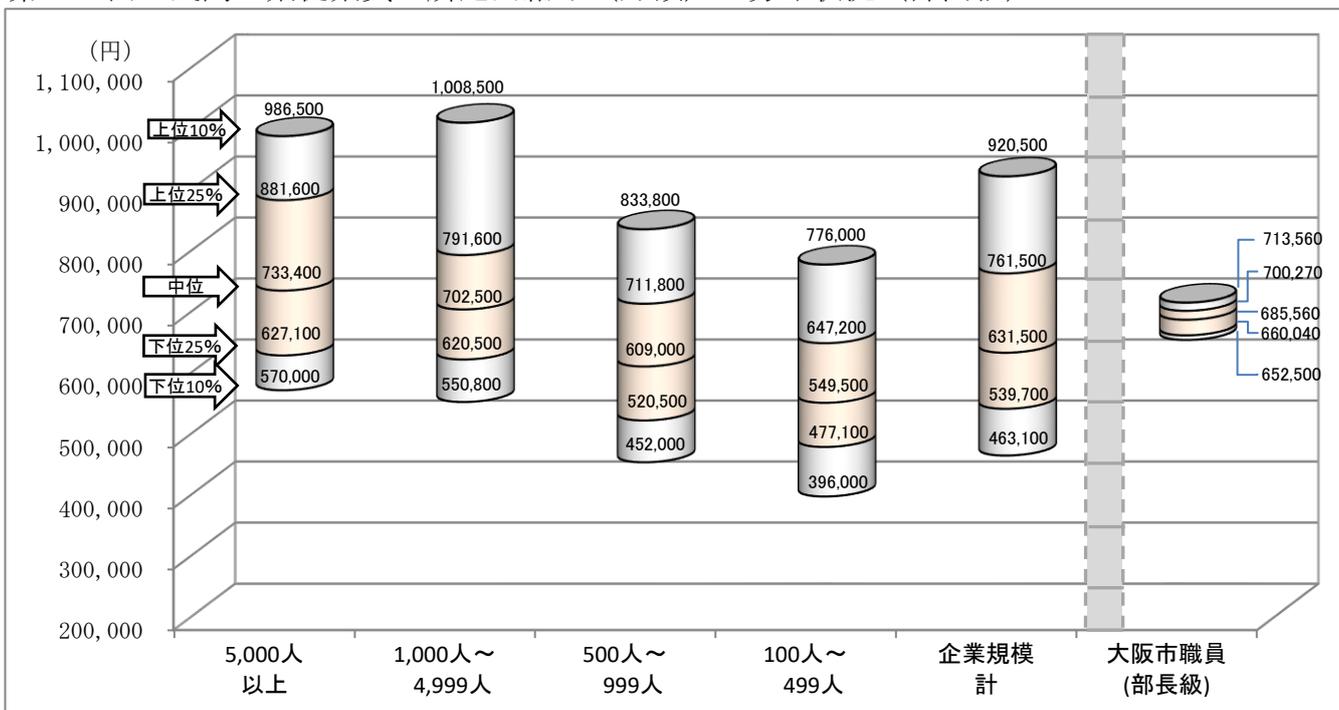
企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(係長級)
上位10%	615,000円	554,200円	540,900円	440,500円	555,600円	461,324円
上位25%	536,100円	464,100円	427,300円	392,600円	455,800円	447,412円
中位	454,000円	410,000円	369,500円	343,600円	390,500円	430,824円
下位25%	389,500円	355,500円	330,900円	307,000円	331,200円	411,684円
下位10%	316,800円	299,400円	303,000円	272,400円	289,000円	390,796円

第 29 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（課長級）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(課長級)
上位10%	780,000円	789,300円	682,400円	557,700円	729,900円	637,652円
上位25%	684,900円	673,100円	564,900円	501,000円	624,100円	624,138円
中位	608,000円	568,200円	501,600円	448,600円	516,800円	609,928円
下位25%	518,000円	486,100円	446,500円	401,100円	445,000円	593,572円
下位10%	427,700円	416,700円	376,900円	350,000円	380,000円	584,176円

第 30 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（部長級）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(部長級)
上位10%	986,500円	1,008,500円	833,800円	776,000円	920,500円	713,560円
上位25%	881,600円	791,600円	711,800円	647,200円	761,500円	700,270円
中位	733,400円	702,500円	609,000円	549,500円	631,500円	685,560円
下位25%	627,100円	620,500円	520,500円	477,100円	539,700円	660,040円
下位10%	570,000円	550,800円	452,000円	396,000円	463,100円	652,500円

第 31 表 大阪市職員と民間企業従業員の給与水準の比較

		部長級（大学卒）			課長級（大学卒）		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員①		53～55歳	30～32年	678,051円	45～47歳	22～24年	598,788円
民間企業従業員 (企業規模)②	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	799,882円	45～47歳	22～24年	646,687円
	1,000～ 4,999人の企業			738,791円			585,563円
	500～999人の企業			612,524円			462,281円
	100～499人の企業			621,677円			519,554円

差引 (①-②)	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	▲ 121,831円	45～47歳	22～24年	▲ 47,899円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 60,740円			13,225円
	500～999人の企業			65,527円			136,507円
	100～499人の企業			56,374円			79,234円

		係長級（大学卒）			係員級（大学卒） ※主務除く		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員①		36～38歳	13～15年	380,553円	29～31歳	6～8年	283,495円
民間企業従業員 (企業規模)②	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	488,790円	29～31歳	6～8年	307,695円
	1,000～ 4,999人の企業			408,229円			305,347円
	500～999人の企業			357,189円			301,710円
	100～499人の企業			388,284円			270,416円

差引 (①-②)	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	▲ 108,237円	29～31歳	6～8年	▲ 24,200円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 27,676円			▲ 21,852円
	500～999人の企業			23,364円			▲ 18,215円
	100～499人の企業			▲ 7,731円			13,079円

- (注) 1. 年齢及び勤続年数は、本市職員及び民間企業従業員の平均及び在職者数の多い階層を考慮して設定している。
2. 実労働日数が15日以上的一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象とし、平成28年から平成30年までの3年間の調査データで算出した。
3. 民間企業従業員の平均給与月額はきまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。
4. 大阪市職員の平均給与月額は、行政職給料表適用者の平成31年4月1日現在における給与減額措置前の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。

